

随意契約の契約状況表

(財務部)

	契約担当課	件名	契約年月日	契約の相手方の 所在地及び名称	契約金額 (単位：円)	地方自治 法施行令 第167条の 2第1項中 の号	随意契約の理由
1	市民税課	市民税・県民税・森林 環境税税額決定(変 更)通知書システム 改修等業務委託	令和7年7月1日	小林クリエイト株式会社 北九州営業所大分オ フィス 大分市長浜町2－12 －10	1,320,000	2号	本業務委託は、令和8年度に発送する税務システム標準化に対応した市民税・県民税・森林環境税税額決定(変更)通知書作成のシステム改修のためのものです。 現在納税通知書に同封する納付書として採用しているMPN標準帳票は、発行前にゆうちょ銀行の版下審査、文字品質試験や整合性試験を受け同銀行の承認を得なければならず、その手順が多岐にわたることから、この一連の流れに要する期間は一般的に約半年から8ヶ月程度を要します。 また、令和8年1月に実施される基幹業務システムの標準化により、多数の課が発行している納付書様式自体が変更となることで総合収納システムの標準化対応改修が行われることが判明し、ゆうちょ銀行の承認を受けた納付書様式に基幹システムから出力されたデータをもとに印字されたシステム開発用の納付書(以下「開発用納付書」という)を用意するよう同システム開発事業者から依頼がありました。前段のゆうちょ銀行の承認に必要な期間を想定すると、令和6年度から対応する必要があることは明白であり、令和7年度に入札を行い委託業者を決定するスケジュールを採用した場合、期日までに開発用納付書を用意出来ない可能性が高く、市全体の収納事務に影響を及ぼしかねません。 前年度の委託業者である小林クリエイト株式会社は統合税務システム導入時にプログラムを作製し各種テスト、動作確認も完了しており、審査基準が厳しいMPN標準帳票の様式審査もクリアしておりますので、今回の標準化に伴う様式変更への対応も迅速に出来ると推察されます。 上記理由により、本課にて使用する納付書および納税課にて使用する随時発行用納付書の印字テスト等業務委託を小林クリエイト株式会社と随意契約をすでに締結しており、当該業務委託にて承認された納付書に印字を行うためのシステム改修を行う必要があることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同社と随意契約とする。
2	管財課	第2庁舎ガス冷温水機No.1気密不良箇所調査業務委託	令和7年7月15日	福岡県糟屋郡粕屋町仲原2648 荏原冷熱システム(株)九州支店	529,650	2号	本業務委託は、第2庁舎ガス冷温水機No. 1に対して気密試験を行うものです。本機では気密不良が生じて冷房に使用する冷水の生成ができない状態となっております。これから本格的な夏期を迎える上でガス冷温水機3機のうち1機が使用できない状態は避けなければなりません。 本業務委託には、高度かつ特殊な技術が要求されことから、メーカー独自の機器構造や特性等を十分に熟知している必要があります。 また、試験結果を経て機器を正常運転できる状態にするための手立てを提案するにも専門的な知識やノウハウが必要です。 したがって、機器メーカーであり保守点検も行っている荏原冷熱システム株式会社 九州支店 支店長 吉田 和宏 氏と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約いたしたい。
3	管財課	本庁舎冷却塔散水器整備業務委託	令和7年9月25日	福岡県糟屋郡粕屋町長者原東2－7－34 九州信技(株)	1,727,000	2号	本業務委託は本庁舎に設置している冷却塔の部品交換及び整備を行うものです。 冷却塔とは吸収式冷温水発生機を循環している冷却水を生成するための設備で、冷却塔内充填材によって冷却性能に大きく影響するため、正常に運転するためには専門的な知識が不可欠であり、本設備を熟知している必要があります。 つきましては、メーカーのサービス部門会社であり、年間保守点検業務委託を契約している九州信技株式会社 代表取締役 富田 善幸 氏と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号にて随意契約いたしたい。

随意契約の契約状況表

(財務部)

	契約担当課	件名	契約年月日	契約の相手方の所在地及び名称	契約金額 (単位：円)	地方自治法施行令第167条の2第1項中の号	随意契約の理由
4	財政課	令和7年度大分市定額減税補足給付金(不足額給付)確認書等作成及び封入封緘作業委託	令和7年7月25日	大分市東春日町17-57 (株)オーイーシー	5,906,890	7号	本委託は、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」として行われる令和6年分の定額減税の実績額が確定し、本来給付すべき所要額と当初調整給付額との間で差額が生じた者に対して支給する定額減税補足給付金(不足額給付)の対応として、確認書等の印刷及び封入封緘作業を行うものである。 本事業は上記内容のとおり、本来給付すべき所要額と当初調整給付額との間で差額が生じた者に対して給付を行う事業であり、確認書等の様式は令和6年度大分市定額減税補足給付金(当初調整給付)のものと同一である。よって、前回の版を有している株式会社オーイーシーが最も安価に印刷できると思われる。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第7号により随意契約とし、下記のとおり契約業者を決定したい。 大分市東春日町17番57号(株)オーイーシー
5	財政課	定額減税補足給付金(不足額給付)管理システム改修・保守業務委託	令和7年8月1日	大分市金池町3-3-11 株式会社エイビス	13,090,000	2号	本業務委託は、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」として行われる令和6年分の定額減税の実績額が確定し、本来給付すべき所要額と当初調整給付額との間で差額が生じた者に対して支給する定額減税補足給付金(不足額給付)の対応として、住民税非課税世帯等臨時特別給付金管理システムを使用し保守・改修することを目的とする。 同システムは令和7年6月までに行われた令和6年度住民税非課税世帯に1世帯当たり3万円を給付し、これらの世帯の18歳以下の児童1人当たり2万円を給付、令和6年度に行われた定額減税しきれないと見込まれる対象に定額減税しきれない額を給付する当初調整給付を行う際に、令和7年7月まで株式会社エイビスに発注している。今回の給付は令和6年度に行われた当初調整給付から連続する制度となっており、今回の給付内容については、同システムの改修により対応可能となっている。また、同システムについて他者は当該ソフトウェアに係る知識や情報、ノウハウを有していない。そのため、本委託の履行が可能な者は当該システムを設計・開発し、プログラム作成を行った株式会社エイビスに限られる。 よって、株式会社エイビスと地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約としたい。
6	財政課	令和7年度大分市定額減税補足給付金(不足額給付)確認書等作成及び封入封緘作業委託(再度お知らせ)	令和7年9月30日	大分市東春日町17-57 (株)オーイーシー	1,966,360	7号	本委託は、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」として行われる令和6年分の定額減税の実績額が確定し、本来給付すべき所要額と当初調整給付額との間で差額が生じた者に対して支給する定額減税補足給付金(不足額給付)の対応として、確認書等の印刷及び封入封緘作業を行うものである。 本事業は上記内容のとおり令和7年度大分市定額減税補足給付金(不足額給付)の対象者のうち未だ返信等のない者に対して確認書等を再度発行するものであり、様式は現行のものと同一である。よって、現行の版を有している株式会社オーイーシーが最も安価に印刷できると思われる。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第7号により随意契約とし、下記のとおり契約業者を決定したい。 大分市東春日町17番57号(株)オーイーシー